

大阪市立滝川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月14日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、自ら考え判断し、心豊かに生き抜く子どもの育成のために「滝川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- (1) 道徳の全体計画、人権教育の年間計画にそつて学習活動を展開し、確かな人権感覚に基づいた高い道徳性・社会性を持った児童を育成する。
- (2) (1)を実践するため、学校全体で児童の状態を把握する眼と耳を持ち、前例や経験による推測を排し、「疑わしきは疑う」姿勢で「いじめ」に立ち向かえる指導者集団を形成する。
- (3) 学級集団づくりと学習活動を統一的にとらえ、日々の指導のなかで、児童の良好な関係づくりにつとめる。
- (4) 学校公開、土曜授業、学校ホームページなどを通じて、開かれた学校づくりにつとめ、家庭・地域と連携して「いじめ」防止に対する取り組みを推進する。
- (5) 「いじめ」もしくは「いじめにつながる」事態を把握した場合、関係各機関との連携も含め、迅速に対処できる校内組織を整備する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。未然防止の基盤とするために、主に次のような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

- ① 日々の児童の言動等に着目し、児童の心情も含む実態把握に努める。
- ② 職員会議などの全体会にてかならず気になる児童の状況の情報交換を行う。
- ③ いじめはその性質上、実態調査が困難である。（加害者・被害者ともに「認めたくないため」そのため、質問内容や調査方法の工夫を行う。
- ④ 保健室のこころの相談室等、校長室の教育相談室等、児童や保護者が気軽に相談できる場を学校に設け、早期発見に努める。

(1) 授業改善について

- ① 「わかる授業」をめざした授業改革に取り組み、全員が楽しく学習に取り組み、成就感・達成感を感じられる授業をめざす。
- ② 全学年で集団指導体制を整え、一人の児童に対して複数の指導者が関われるような指導体制を確立し、異学年での合同の取り組みも活性化させる。
- ③ 自分の思いや考えを的確に表現できる力を全教育活動を通じて育成する。
- ④ いつも学校公開と位置づけ、開かれた学校づくりをさらに推進する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 児童の居場所は学級にある。全教員による全児童への対応（全員担任）をめざし、多角的な視点で児童のよさを見つけ評価する。
- ② 人権学習の目的を「自尊感情を高める」として、様々な取り組みを通じて児童の自尊感情を高める。
- ③ 児童会活動・学級活動を活性化させ、児童の願いが正当な手続きと手立てによって実現できる成就感を味わわせ、自主・自立の気風を養う。
- ④ 保護者への啓発活動を行い、学習参観、運動会などで保護者が学校での児童の様子が参観できる機会に「ほめる」を徹底する。
- ⑤ 異年齢集団による活動を活性化し、低学年からあこがれられる、頼られる高学年になれるよう指導と活動を工夫する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 「いじめ」はそれを見抜く鋭い感性と児童の状況を深く理解する力に支えられてはじめて見えてくるものであるとの認識を学校・家庭・地域に徹底する。
- ② 「いじめ」を認定するかどうかではなく、苦しみ悩んでいる児童の問題を解決することが最優先の課題として取り組む。
- ③ 「いじめ」のある学級は集団作りがうまくできなかった学級との考えは破棄し、「いじめ」を認めそれを適切に解決することがよりよい学級づくりにつながるという意識改革を学校だけでなく、家庭・地域とも共有する。
- ④ 「いじめ」は昔からあった・・・、等の「いじめ」と容認する発言に対して、「いじめ」は社会総がかりで取り組まなければならない、教育上の喫緊の課題であることを、あらゆる機会を通じて家庭・地域に啓発する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日々の学級担任の児童観察によって実態の把握に努める。
- ② 職員会議などの全体会にてかならず気になる児童の状況の情報交換を行う。
- ③ いじめはその性質上、実態調査が困難である。（加害者・被害者ともに「認めたくないため」そのため、質問内容や調査方法の工夫を行う。
- ④ スクールカウンセラー・保健室のこころの相談室等、児童や保護者は気軽に相談できる場を学校に設け、早期発見に努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) 「いじめ」を未然に防ぐように、些細な出来事を見逃さない指導者の視点を確立する。また、自分の思いや気持ちを素直に出せる学級集団を育成する。
- (2) 「いじめ」の未然防止のための組織・「いじめ」「いじめに発展する問題行動」を早期に解決する組織の2つを設置し、予防と早期解決を図る。
- (3) 関係諸機関との連携や教育センター等の研修等、いじめ防止に関するスキルの伝達講習等の専門的知識・スキルを教職員で共有化する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名「いじめ対策委員会」
- ② 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、学級担任、養護教諭

必要に応じて、人権教育部長、保健主事、特別支援コーディネーター、道徳教育推進教諭、関係者も加わる。

③ 役割と開催時期

いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを目的とし、予防と早期発見の組織体制を構築する。また、いじめ問題の判断を行い、いじめ事案発生時に関係者を招集する機能をもつ。

いじめ問題について、緊急に会議を開催し、情報の共有と事実確認、保護指導および支援などの方針を決定し、解決に向けての取組を進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

④ 年間計画

○調査等

- ・「心の天気」による調査(毎日)
- ・児童対象いじめアンケート調査年3回(7月・12月・3月)
- ・学校評価アンケート調査年2回(9・1月)
- ・学級担任による聞き取り調査(随時)

○研修会等

- ・児童理解研修会(8月を除いた毎月)
- ・市人教研究大会(6月)
- ・北区人権教育研修会(6月)
- ・北区人権教育実践交流会(10月)
- ・人権教育実践交流会(3月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 開かれた学校づくりをさらにすすめる。児童集会等、参観・公開授業以外にも保護者への来校を促す。これらの取り組みを学校だより・ホームページ等を中心に広報活動を活性化していく。

- ② 地域活動協議会の定例会に管理職が参加し、地域における児童の状況の情報収集にあたる。
- ③ 民生・主任児童委員の方々との連絡・情報交換を積極的に行う。
- ④ 上記の取り組みを学校協議会に報告し、連携強化に努める。

(3) 取り組み内容の検証

- ① 学校生活アンケート（児童・保護者）をもとに児童の学校への期待度（学校をたのしく思っているか）の評価を日常的におこなう。
- ② 調査以外にも日常的な児童の変化に着目し、いじめ対策委員会を即時実施できるようにする。
- ③ 年間の取り組みのまとめを学校協議会に報告し、その効果・成果を明らかにし、次年度の方向を策定する。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が生じた旨、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- (2) 学校は、「いじめ対策委員会」の組織活動をもとに事実関係を明確にし、保護者や関係諸機関に情報を提供する。なお、情報提供の窓口は管理職とする。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、可能な限り調査に協力する。
- (3) 調査により明らかになった事実関係についての情報を、いじめを受けた児童・保護者に適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。

「こども安心支援チーム」にかかる組織イメージ（令和8年度）

